

平成 25 年 第 6 回 筑紫野市議会定例会（12 月）

提出議案について

平成 25 年 第 6 回 筑紫野市議会定例会（会期：12 月 4 日から 12 月 20 日まで）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
<p>人権擁護委員は、人権擁護委員法第 6 条第 1 項の規定に基づき、法務大臣が委嘱することになっていますが、同条第 3 項の規定により、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民の中から、議会の意見を聞いて候補者を推薦することとなっています。</p> <p>本件は、現委員が平成 26 年 3 月 31 日をもって任期満了となり、その後任として、森山秀明氏を推薦するため、同法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものです。</p>	
同意第 4 号	筑紫野市教育委員会委員の任命について
<p>本件は、同委員会の現委員であり、本年 12 月 20 日をもって任期満了となる潮見眞千子氏を引き続き委員として任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。</p>	
報告第 12 号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
<p>本件は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行ったことから、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容は、平成 25 年 6 月 7 日、筑紫野市二日市中央の道路上において自転車で走行中に発生した交通事故により相手方車両を損傷させたものです。この事故に伴う損害賠償額について 2 万 943 円で示談協議が整い、平成 25 年 10 月 3 日付で専決処分を行ったところです。</p>	
報告第 13 号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
<p>本件は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行ったことから、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容は、平成 25 年 4 月 17 日、筑紫野市大字諸田の道路上において発生した道路事故により相手方が負傷されたものです。この事故に伴う損害賠償額について 5 万 7 千 282 円で示談協議が整い、平成 25 年 10 月 31 日付けで専決処分を行ったところです。</p>	

議案第 60 号	筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する規約の変更について
<p>本件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、引用する文言を改めるため、規約の一部を改正するものです。</p>	
議案第 61 号	筑紫野市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる「第3次一括法」に基づき、交通安全対策会議の委員の資格要件を追加する必要が生じたため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 62 号	筑紫野市自転車の放置防止に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律により、消費税の税率が現行の 4%から 6.3%に、地方消費税の税率が現行の 1%から 1.7%に、合計で 5%から 8%に引き上げられ、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、使用料を改定するために、15 件の条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 63 号	筑紫野市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、平成 26 年 4 月 1 日に施行する筑紫野市組織機構の一部見直しにより現行組織の再編、所管事務の変更の必要が生じたため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 64 号	筑紫野市長及び副市長並びに教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、福岡県補助金交付申請事務における不適正事務処理に対し、市政の責任者として、平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、現行の減額率に、市長の給料月額については 5%、副市長の給料月額については 3%をそれぞれ加算し、減額するため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 65 号	筑紫野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律名を変更するため条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 66 号	筑紫野市コミュニティ施設等の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、消費税等の税率改正及び電気料金の値上げに伴い、使用料及び冷暖房料を改定するため、3 件の条例の一部を改正するものです。</p>	

議案第 67 号	筑紫野市企業立地促進条例の制定について
<p>本件は、商工業の振興及び雇用機会の拡大を図り、市民生活の向上に資することを目的として、市内における企業の立地を促進するために必要となる優遇措置を講ずるため、新たに条例を制定するものです。</p>	
議案第 68 号	筑紫野市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、水防法の改正に伴い、引用条項にずれが生じたため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 69 号	筑紫野市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例及び筑紫野市農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、消費税等の税率改正に伴い、使用料を改定し、併せて、持込み器具の使用料を新たに設けるため、2 件の条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 70 号	筑紫野市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、いわゆる「第 3 次一括法」に基づく、社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱基準を規定する必要が生じたため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 71 号	筑紫野市講座等受講料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、現在実施している講座等の見直しを行い、現状に即した受講料を設定するとともに消費税等の税率改正を含め、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 72 号	筑紫野市歴史博物館設置条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、利用区分を実態にあわせた部屋割にするとともに消費税等の税率改正及び電気料金の値上げに伴い、使用料及び冷暖房料を改定するため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 73 号	筑紫野市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、消費税等の税率改正と併せて、現在の自転車駐車場維持管理費を考慮し、使用料を改定するため条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 74 号	筑紫野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、水道事業の変更及び公共下水道事業計画の変更に伴い、条例の一部を改正するものです。</p>	

議案第 75 号

平成 25 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 3 号）について

補正予算の主な内容は、歳出予算としては、公共施設等整備基金への積立金 2 億円、障害者自立支援事業費の介護給付等事業 7 千 113 万 5 千円、二日市中学校グラウンド再整備事業 1 千 41 万円、共同調理場施設整備事業 2 億 1 千 584 万円、繰上償還に伴う公債費元金償還金 6 億円などの増額や、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合負担金 3 千 693 万 2 千円、国からの減額要請に伴う職員給与費減額等による一般職の職員給与費 1 億 2 千 788 万 3 千円などを減額するものです。歳入予算としては、法人市民税 2 億 9 千 35 万 1 千円、交付額の確定に伴う地域の元気臨時交付金 2 億 2 千 958 万 2 千円、減債基金繰入金 2 億 6 千 900 万円、前年度繰越金 6 億 1 千 169 万 7 千円、臨時財政対策債 1 億 5 千 581 万円などの増額や、都市計画費国庫補助金 1 億 9 千 81 万 3 千円、土地区画整理事業債 2 億 3 千 960 万円などを減額するものです。

このため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 億 6 千 414 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 327 億 7 千 830 万 2 千円とするものです。

「債務負担行為の補正」として、34 件の 9 億 5 千 516 万 2 千円を追加し、2 件について限度額の変更を行っています。また、債務負担行為として計上していたもののうち、1 件 2 億 1 千 945 万円を廃止としています。

「地方債補正」については、「変更の場合」として 3 件の 25 億 2 千 985 万 2 千円を計上しています。

議案第 76 号

平成 25 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

補正予算の主な内容は、歳出予算としては、一般被保険者療養給付費 3 千 321 万 3 千円、一般被保険者高額療養費 3 千 616 万 2 千円、国庫支出金返還金 1 億 7 千 262 万 1 千円などの増額や職員給与費 645 万 7 千円を減額するものです。歳入予算としては、一般被保険者国民健康保険税のうち医療給付費分現年課税分 1 千 86 万 6 千円、前年度繰越金 2 億 3 千 194 万 4 千円などの増額や退職被保険者等国民健康保険税の医療給付費分の現年課税分 1 千 96 万 4 千円などの減額をするものです。

このため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3 千 625 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 100 億 9 千 751 万 1 千円とするものです。

「債務負担行為」として、2 件の 225 万円を計上しています。

議案第 77 号	平成 25 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
補正予算の主な内容は、歳入予算の財源変更のみを行うもので、前年度繰越金 25 万 5 千円の増額と基金繰入金について同額を減額するものです。	
議案第 78 号	平成 25 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) に ついて
補正予算の主な内容は、歳出予算としては、介護予防サービス給付費 4 千 800 万円などの増額と施設介護サービス 給付費 6 千万円及び職員給与費 438 万 4 千円を減額するものです。歳入予算としては、一般会計繰入金 428 万 4 千円を減額するものです。 このため、歳入歳出それぞれ 428 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 56 億 6 千 57 万 1 千円とするものです。 「債務負担行為」として、6 件の 9 千 271 万 3 千円を計上しています。	
議案第 79 号	平成 25 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
補正予算の主な内容は、歳出予算としては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金 380 万 9 千円を増額するものです。歳入予算としては、一般会計繰入金 380 万 9 千円を増額するものです。 このため、歳入歳出それぞれ 380 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 19 億 9 千 956 万 7 千円とするものです。	
議案第 80 号	平成 25 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) に ついて
補正予算の主な内容は、歳出予算としては、農業集落排水施設維持管理費 100 万円及び職員給与費 58 万 2 千円を減額するものです。歳入予算としては、一般会計繰入金 158 万 2 千円を減額するものです。 このため、歳入歳出それぞれ 158 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 2 千 578 万 6 千円とするものです。 「債務負担行為」として、1 件の 6 万 7 千円を計上しております。	

議案第 81 号 平成 25 年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

補正予算の主な内容は、職員の人事異動等に伴う職員給与費の調整、額の確定による減価償却費及び企業債支払利息の減によるものです。

このことから、収益的収支では、収入についての補正はありませんが、支出について既決予定額から 1 千 500 万円を減額して 17 億 4 千 512 万 7 千円とするものです。

資本的収支では、収入についての補正はありませんが、支出について、既決予定額から 75 万 7 千円を減額して 9 億 5 千 18 万 5 千円とするものです。

議案第 82 号 平成 25 年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

補正予算の主な内容は、職員の人事異動等に伴う職員給与費の調整、ポンプ場内機器修繕等に伴う修繕費の増、額の確定による減価償却費、企業債支払利息及び企業債の減、国庫補助金、企業債償還金の増によるものです。

このことから、収益的収支では、収入についての補正はありませんが、支出について既決予定額から 1 千 13 万 5 千円を減額して 17 億 9 千 635 万 5 千円とするものです。

資本的収支では、収入について既決予定額から 1 千 14 万 6 千円を減額して 11 億 9 千 289 万 2 千円とし、支出について既決予定額から 237 万 7 千円を減額して 18 億 675 万 1 千円とするものです。